

太田市公告

太田駅南口第四地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の15第3項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年5月23日

太田市長 穂積 昌信

1 縦覧場所

太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課

2 縦覧期間

(1) 期間

令和7年5月23日（金）から都市再開発法第100条第2項又は同法第124条の2第3項の公告の日まで

（土・日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで